平成２２年（フ）第３３４８号
大阪府門真市千石東町２番６―402号
債務者　坂本　直美
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３３７４号
大阪府枚方市津田東町３丁目２番７号
債務者　泉　　頼之
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３３７７号
大阪市西区新町２丁目20番４―201号
債務者　越後　　純
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３３８５号
大阪府八尾市山城町４丁目２番12―103号
債務者　土井　利夫
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３３８６号
大阪府茨木市学園町３番６―1005号
債務者　山本　真美（旧姓坪井）
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３４００号
大阪府東大阪市荒本１丁目８番15―405号、住民票上の住所大阪府東大阪市荒本２丁目１番21―101号21棟101号
債務者　佐伯　　悟
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３４０１号
大阪府東大阪市荒本１丁目８番15―405号、住民票上の住所大阪府東大阪市荒本２丁目１番21―101号21棟101号
債務者　佐伯　敬美（旧姓中島）
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３４７２号
大阪市東淀川区下新庄３丁目５番４―211号
債務者　桑田　利雄
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３４８９号
大阪市中央区東高麗橋２番35―1509号
債務者　伊藤　直樹
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３８７２号
大阪市西成区山王１丁目５番26―608号
債務者　間渕　義雄
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４０２６号
大阪市東成区大今里２丁目35番13号
債務者　豊田真希子
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４０５５号
大阪市平野区喜連４丁目13番３―408号
債務者　七谷　順子
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４０８２号
大阪府東大阪市中野１丁目20番27号
債務者　稲葉かをる（旧姓丸山）
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４１４２号
大阪府枚方市交北３丁目１番17―208号
債務者　小谷八重子
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４２１９号
大阪府茨木市真砂３丁目17番13号
債務者　福田　成子
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４２３８号
大阪市淀川区東三国５丁目５番28―401号
債務者　宮本　　真
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４２４２号
大阪市西淀川区中島１丁目３番33号松栄マンション106号室
債務者　松本貴美夫
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４２６９号
大阪市東淀川区下新庄６丁目13番23号　生島コーポ107号
債務者　篠原　勝美
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部